

資料編

1 計画策定の経過

霧島市健康・生きがいがづくり推進協議会

年 月	会議名等	協議内容等
平成 24 年 3 月	第 2 回霧島市健康・生きがいがづくり推進協議会	○健康きりしま 21(第 2 次) [霧島市健康増進計画]概要並びに策定について説明 ・計画期間・日程について ・アンケート調査概要について
平成 24 年 8 月	第 1 回霧島市健康・生きがいがづくり推進協議会	○健康きりしま 21(第 2 次) [霧島市健康増進計画]計画策定の進捗状況 ○健康きりしま 21 (霧島市健康増進計画) の評価について説明
平成 25 年 1 月	第 2 回霧島市健康・生きがいがづくり推進協議会	○健康きりしま 21(第 2 次) [霧島市健康増進計画]計画書素案の協議
平成 25 年 3 月	第 3 回霧島市健康・生きがいがづくり推進協議会	○パブリックコメント結果報告 ○健康きりしま 21(第 2 次) [霧島市健康増進計画]計画書素案の報告

各種検討委員会・専門委員会

年 月	会議名等	協議内容等
平成 24 年 7 月	第 1 回 自殺対策検討委員会	○健康きりしま 21(第 2 次) [霧島市健康増進計画]計画策定について説明
	第 1 回 歯科保健専門委員会	○健康きりしま 21(第 2 次) [霧島市健康増進計画]計画策定について説明
	第 1 回 母子保健検討委員会	○健康きりしま 21(第 2 次) [霧島市健康増進計画]計画策定について説明
	第 1 回 食育推進検討委員会	○健康きりしま 21(第 2 次) [霧島市健康増進計画]計画策定について説明
平成 24 年 11 月	第 2 回 自殺対策検討委員会	○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ・休養・こころの健康分野
平成 24 年 12 月	第 2 回 母子保健検討委員会	○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ・母子保健の取組
	第 2 回 食育推進検討委員会	○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ・栄養・食生活分野
	第 2 回 歯科保健専門委員会	○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ・歯・口の健康分野
平成 25 年 1 月	第 3 回 食育推進検討委員会	○健康きりしま 21(第 2 次) [霧島市健康増進計画]計画書素案(栄養・食生活分野)の協議

霧島市健康・生きがいつくり推進本部会議等(庁内会議)

年 月	会議名等	協議・実施内容等
平成 24 年 4～5 月		○住民アンケート作成 ○課内検討
平成 24 年 5 月		○住民アンケート票印刷・発送
平成 24 年 5 月	第 1 回 霧島市健康・生きがいつくり推進本部会議	○計画策定の概要について説明 ・健康きりしま 21(第 2 次)[霧島市健康増進計画]策定趣旨 ・健康日本 21(第 2 次)素案 ・計画期間・日程
平成 24 年 6 月		○住民アンケート回収 ○集計・分析依頼
平成 24 年 6 月	第 1 回 霧島市健康・生きがいつくり推進会議	○計画策定の概要について説明 ・健康きりしま 21(第 2 次)[霧島市健康増進計画]策定趣旨 ・健康日本 21(第 2 次)素案 ・計画期間・日程
平成 24 年 8 月	第 2 回 霧島市健康・生きがいつくり推進会議	○健康きりしま 21(霧島市健康増進計画)目標値と評価について説明 ○健康きりしま 21(第 2 次)[霧島市健康増進計画]の骨子(案)について説明 ○計画策定協議の進め方(案)について検討
平成 24 年 9 月	課内検討	○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ①栄養・食生活、歯・口の健康分野
		○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ①休養・こころの健康分野
		○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ②栄養・食生活、歯・口の健康分野
		○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ①生活習慣病・がん予防分野
		○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ①身体活動・運動、飲酒・喫煙分野
	関係課ワーキンググループ	○計画書素案(具体的な目標・施策)協議 ・栄養・食生活、歯・口の健康分野
	課内検討	○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ②身体活動・運動、飲酒・喫煙分野
		○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ②生活習慣病・がん予防分野
		○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ②休養・こころの健康分野

年 月	会議名等	協議・実施内容等
平成 24 年 10 月	関係課ワーキンググループ	○計画書素案(具体的な目標・施策)協議 ・身体活動・運動、飲酒・喫煙分野
	課内検討	○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ①保健・医療の環境づくり分野
	関係課ワーキンググループ	○計画書素案(具体的な目標・施策)協議 ・休養・こころの健康分野
	課内検討	○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ①母子保健の取組
		○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ②母子保健の取組
	関係課ワーキンググループ	○計画書素案(具体的な目標・施策)協議 ・生活習慣病・がん予防分野
	課内検討	○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ③休養・こころの健康分野
		○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ③母子保健の取組
	関係課ワーキンググループ	○計画書素案(具体的な目標・施策)協議 ・保健・医療の環境づくり分野
○計画書素案(具体的な目標・施策)協議 ・母子保健の取組		
自殺予防対策に関する庁内調整会議	○計画書素案(具体的な目標・施策)協議 ・休養・こころの健康分野	
平成 24 年 11 月	課内検討	○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ③栄養・食生活、歯・口の健康分野
		○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ③身体活動・運動、飲酒・喫煙分野
		○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ②保健・医療の環境づくり分野
		○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ④母子保健の取組
		○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ④休養・こころの健康分野
		○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ④身体活動・運動、飲酒・喫煙分野

年 月	会議名等	協議・実施内容等
平成 24 年 11 月	課内検討	○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ③生活習慣病・がん予防分野
		○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ④栄養・食生活、歯・口の健康分野
平成 24 年 12 月	課内検討	○計画書素案(具体的な目標・施策)検討 ⑤栄養・食生活、歯・口の健康分野
平成 25 年 1 月	第 3 回 霧島市健康・生きがいつく り推進会議	○計画書素案(具体的な目標・施策)協議
	第 2 回 霧島市健康・生きがいつく り推進本部会議	○計画書素案(具体的な目標・施策)協議
平成 25 年 2 月		○パブリックコメントの実施
平成 25 年 3 月	第 3 回 霧島市健康・生きがいつく り推進本部会議	○パブリックコメント結果報告 ○健康きりしま 21(第 2 次) [霧島市健康増 進計画] 計画書素案の報告
平成 25 年 3 月		○計画書印刷
		○健康きりしま 21(第 2 次) [霧島市健康増 進計画] 計画書公表

2 霧島市健康・生きがいつくり推進協議会設置条例

平成 21 年 3 月 27 日

条例第 14 号

(設置)

第 1 条 市民の健康づくりを総合的に推進するために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、霧島市健康・生きがいつくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 健康・生きがいつくりの推進に関する事項
- (2) 総合的な健康増進計画等の策定及び推進に関する事項
- (3) 健康増進計画等の評価及び見直しに関する事項
- (4) 地域医療の推進に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 教育関係団体の代表
- (4) 地区組織の代表
- (5) 各種健康づくり推進団体の代表
- (6) 農業関係団体の代表
- (7) 企業の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条の委員の任期は、2 年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

霧島市健康・生きがいつくり推進協議会委員名簿

(敬称略) (50音順)

役職	氏名	団体・役職名
	かわはら ようこ 河原 洋子	第一工業大学 建築デザイン学科 准教授
	さいしょうじ まさのぶ 最勝寺 政信	霧島市健康運動普及推進員会 会長
	じょうがさき しゅうじ 城ヶ崎 修二	霧島市校長会 会長
	ちゅうまん たつみ 中馬 達己	霧島市社会福祉協議会 常務理事
	なかむら かずし 中村 和志	霧島市農業委員会 会長
	なかむら ひろあき 中村 博昭	霧島商工会議所 専務理事
	にし のぶゆき 西 宣行	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 部長
	のもと こういちろう 野元 浩一郎	京セラ(株)鹿児島国分工場 工場長
会長	はまだ しんじ 濱田 慎二	始良郡医師会霧島市支部 支部長
	ひさどめ かつひこ 久留 克彦	始良郡歯科医師会霧島市支部 支部長
	ふくもと しずお 福元 静男	霧島市民生委員・児童委員協議会連合会 会長
副会長	ふくもり まこと 福森 淳	始良郡薬剤師会 会長
	ふじき くにお 藤崎 邦夫	霧島市立医師会医療センター 院長
	まえはら としひこ 前原 利彦	霧島市自治公民館連絡協議会 理事

(任期：～平成25年3月31日)

3 霧島市健康・生きがいつくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

平成 21 年 3 月 31 日告示第 84 号

改正

平成 21 年 7 月 27 日告示第 196 号

(趣旨)

第 1 条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第 2 条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、地域医療検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会及び予防接種専門委員会を置く。

(所掌事務)

第 3 条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 自殺対策検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 自殺予防対策の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(2) 食育推進検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 食育の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(3) 地域医療検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 地域医療の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(4) 母子保健検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 母子保健の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(5) 歯科保健専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 歯科保健の推進に関する事項
- ウ 歯科健診等の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

- (6) 予防接種専門委員会
- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 予防接種の推進に関する事項
- ウ 予防接種の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項
(組織)

第4条 各委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 教育関係団体の代表
- (4) 地区組織の代表
- (5) 各種健康づくり推進団体の代表
- (6) 農業関係団体の代表
- (7) 企業の代表
- (8) その他市長が必要と認める者
(任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止)
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
 - (1) 霧島市救急医療検討委員会設置要綱 (平成 18 年霧島市告示第 107 号)
 - (2) 霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱 (平成 18 年霧島市告示第 219 号)

附 則 (平成 21 年 7 月 27 日告示第 196 号)

この告示は、平成 21 年 7 月 27 日から施行する。

4 霧島市健康・生きがいつくり推進本部設置要綱

平成 19 年 5 月 21 日告示第 234—2 号

改正

平成 19 年 12 月 27 日告示第 448 号

平成 20 年 3 月 31 日告示第 70 号

平成 20 年 12 月 26 日告示第 364 号

平成 21 年 3 月 31 日告示第 83 号

平成 22 年 3 月 31 日告示第 73 号

平成 23 年 3 月 31 日告示第 85 号

平成 24 年 3 月 30 日告示第 84 号

平成 24 年 5 月 8 日告示第 153 号

平成 24 年 7 月 30 日告示第 228 号

(設置)

第1条 市民が健康で生きがいのある生活をおくることができ、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図れるよう、庁内関係各部課が連携し、健康生きがいつくり事業を総合的に推進するために、霧島市健康・生きがいつくり推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 健康・生きがいつくり事業の施策に関する関係各部課の連携及び調整に関すること。
- (2) 健康・生きがいつくり事業の企画・立案に関すること。
- (3) 健康・生きがいつくり事業の総合的推進に関すること。
- (4) 健康づくりに関する計画策定に関すること。
- (5) 前号の計画についての進行管理に関すること。
- (6) その他健康・生きがいつくり施策に必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、保健福祉部を担任する副市長を、副本部長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 推進本部に、前条の所掌事務に関する具体的事項を協議検討するため、霧島市健康・生きがいつくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(職務)

第4条 本部長は、本部の会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、必要があると認めたときは、本部員以外の者の出席を求めることができる。

3 会議は本部員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(推進会議)

第6条 推進会議委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 推進会議の会長は、保健福祉部健康増進課長とする。

3 推進会議の会長は、推進会議を代表し、会務を総理し、推進会議の議長となる。

4 推進会議の会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

5 推進会議は委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

第7条 本部及び推進会議の庶務は、保健福祉部健康増進課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年5月21日から施行する。

附 則 (平成19年12月27日告示第448号)

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第70号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月26日告示第364号)

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日告示第83号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第73号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第85号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第84号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月8日告示第153号)

この告示は、平成24年5月8日から施行する。

附 則 (平成24年7月30日告示第228号)

この告示は、平成24年7月30日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部員

総務部長
企画部長
生活環境部長
農林水産部長
商工観光部長
建設部長
消防局長
教育部長
保健福祉政策課長

別表第2（第6条関係）

推進会議委員

総務部	総務課長	総務管理グループ長
		人事研修グループ長
	安心安全課長	交通防犯グループ長
	財務課長	財政第1グループ長
企画部	企画政策課長	企画政策グループ長
	共生協働推進課長	自治組織支援グループ長
生活環境部	環境衛生課長	生活環境政策グループ長
	保険年金課長	国民健康保険グループ長
		後期高齢者医療グループ長
保健福祉部	保健福祉政策課長	政策グループ長
	生活福祉課長	生活保護第1グループ長
	児童福祉課長	子育て支援推進室長
		長寿・介護グループ長
	長寿・障害福祉課長	障害福祉グループ長
		健康増進課長
		健康増進グループ長
		発達支援グループ長
	すこやか保健センター副所長	
農林水産部	農林水産政策課長	政策グループ長
	農政畜産課長	農政第1グループ長
商工観光部	商工振興課長	商工観光政策グループ長
	観光課長	観光PRグループ長

建設部	建設政策課長	政策グループ長
	都市計画課長	都市整備グループ長
消防局	警防課長	
教育部	教育総務課長	教育政策グループ長
	学校教育課長	指導事務グループ長
	保健体育課長	給食保健体育グループ長
		スポーツ振興グループ長
生涯学習課長	生涯学習グループ長	